（別紙様式例４）

特殊な能力及び技術等の条件を満たす旨の申立書

　当社（又は当法人）は、令和６年度司法精神医療等審判体制確保一式（精神保健判定医等養成研修）の公募公示に定める特殊な能力及び技術等の条件を満たす旨を次のとおり申し立てます。

　なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社（又は当法人）に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

　また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

1. 当社（又は当法人）は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第６条第２項の名簿及び同法第15条第２項の名簿に関する省令（平成16年厚生労働省令第150号。以下「省令」という。）第８条第２項第４号による研修の実施に当たり、医療観察法による医療等の専門家・指導的立場の者（最新の司法精神医学の知見を有するとともに、過去に司法精神医学に係る講師の経験を有する者）を○○○といった方法により確保することができます。
2. 当社（又は当法人）は、省令第10条による欠格事由に該当しません。
3. 当社（又は当法人）は、全国を対象とした医療に関する研修の実績としましては、○○○研修（平成○年○月○日開催）や○○○研修（令和○年○月○日開催）などがあります。

以上

令和　　年　　月　　日

　住　　　所

　商号又名称

　代表者氏名 印

支出負担行為担当官

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長　殿

※特殊な能力及び技術等の条件について

　本公募による契約を希望する者（意思表示者）は、以下の条件を満たす必要がある。

1. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第６条第２項の名簿及び同法第15条第２項の名簿に関する省令（平成16年厚生労働省令第150号。以下「省令」という。）第８条第２項第４号による研修の実施に当たり、医療観察法による医療等の専門家・指導的立場の者（最新の司法精神医学の知見を有するとともに、過去に司法精神医学に係る講師の経験を有する者）を確保することができること。
2. 省令第10条による欠格事由に該当しないこと。
3. 全国を対象とした医療に関する研修の実績を有すること。